



各 位

平成 29 年 10 月 3 日

会 社 名 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(JASDAQ・コード 6636)
問合せ先 取締役 管理部長 中原 麗
電 話 0 3 - 6 4 5 0 - 3 6 1 6

バイオ燃料事業における売上金の未入金に関するお知らせ

当社子会社であります SUPER SORGHUM ASIA HOLDINGS PTE.LTD.(以下、「SSA」といいます。)、及び SUPER SORGHUM MEXICO S.A. DE C.V.(以下、「SSM」といいます。))が平成 29 年 3 月期に販売しましたスーパーソルガム種子の売上代金につきまして、約定入金日であります 2017 年 9 月 30 日に各販売先でありますタイ王国(以下、「タイ」といいます。)) SORG JT Co.,Ltd(以下、「SORG JT」といいます。)、及びメキシコにおける全国牧畜業者組合連合会 Confederación Nacional de Organizaciones Ganaderas のハリスコ州支部である UNION GANADERA REGIONAL DE JALISCO : 以下、「UGRJ」といいます。)より入金が行われませんでしたので、詳細につきまして下記の通りお知らせいたします。

記

1. SORG JT

(1) 販売経緯

SORG JT につきましては、当社子会社でありますベトナムにおける現地法人 VIETNAM SOL SUPER SORGHUM LIMITED COMPANY が、ベトナムホーチミン市郊外に賃借しています倉庫において、平成 29 年 2 月 28 日 SSA より SORG JT へ 17.9t のスーパーソルガム種子を Ex-Works 方式にて引渡し、さらに、平成 29 年 3 月 28 日には、オーストラリア連邦クイーンズランド州所在の倉庫にて同じく Ex-Works 方式にて 32t を引渡し、合計 49.9t については SSA 代表取締役赤尾伸悟立会の下納品され、SSA は SORG JT より検収書を受領しました。これにより、ベトナム、及びオーストラリアにおけるスーパーソルガム種子の所有権は SSA から SORG JT に移転しました(注 1)。

(2) 販売後の輸出手続き

SSA より SORG JT に販売しましたスーパーソルガム種子につきましては、購入者（所有者）であります SORG JT が輸出の手続きを行い、タイへ輸入を行う予定でした。SORG JT は、SSA から納品された 49.9t の種子をタイへ輸出する前に、タイ側における輸入プロセスを確認するため試験的に平成 29 年 4 月、50kg のスーパーソルガム種子をオーストラリアからタイへ輸入手続きを開始いたしました。その後、平成 29 年 6 月下旬にタイのチャイヤブーム空港に到着した 50kg のスーパーソルガム種子について、タイ行政機関より SORG JT は、平成 29 年 7～8 月にかけて、遺伝子組換えの種子ではないことの証明書、及び発芽率証明書の提出要請を受け、それぞれの証明書を提出しています。これらの各証明書提出により輸入手続きを通過し、次に関税手続きへ移行しましたが、タイ通関業務における基幹システムの変更により登録手続きに時間を要したことに加え、基幹システム変更後において商用としてタイへソルガム種子自体を輸入することが初めてであったこと、既存植物ではないことも通関手続きに時間を要した一因となりました。さらに、通関後は検疫局による確認があるため検疫手続きを経て、平成 29 年 9 月 29 日に全ての許可を取得し、輸入手続きが完了したとの報告がタイ現地法人であります THAI SUPER SORGHUM CO.,LTD.にありました。

(3) 今後につきまして

SORG JT より、今回の輸入プロセス確認のための試験的な手続きにおいて、輸出から輸入まで約 6 ヶ月の時間を要したこと、また、輸入（書類審査）、通関、検疫の各手続中、スーパーソルガム種子は一般倉庫に保管されており、温度湿度の影響による品質劣化もあったこと等から、SSA より納品を受けた 49.9t を一度に輸出しタイ輸入時に上記プロセスを経ることで種子が劣化することも想定されるため、輸入手続中一時的に保管する倉庫を国際港湾でありますレムチャンバン港、または、バンコク港に確保が可能であるか確認する必要があるとの連絡を受けております。また、SSA が SORG JT に販売しましたスーパーソルガム種子の支払期日は平成 29 年 9 月末日でしたが、これらの事情により、輸入手続きにおける懸念事項が解決されるまでは支払いについても期限の延長を要請されております。なお、タイ、レムチャンバン港、または、バンコク港における一時保管用倉庫につきましては、温度湿度管理の可能な倉庫が必要であることから、SORG JT により当該倉庫の手当てを行うため時間も必要であり、また、SORG JT が試験的に輸入した種子はオーストラリアからでしたが、SSA から購入した種子の一部であります 17.9t はベトナムにあることから、オーストラリアに保管されています 32t と合わせ、SORG JT が今後 49.9t のスーパーソルガム種子を輸入することにつき、輸入時における追加資料（証明書）、書類不備等による時間の無駄を排除するためにも、SORG JT より行

政当局へ事前相談する時間も必要であるとのことから、当社、及び SSA といたしましては、売上金 2,497,250USD（約 282 百万円・1USD/113 円換算）の支払期日を平成 30 年 2 月 28 日までとすることに応諾いたしました。

なお、SORG JT によるタイへの輸出手続きにおいて、49.9t のスーパーソルガム種子がタイに到着した時点で平成 30 年 3 月期の売上計上を見込んでおりましたが、売上金の支払日の延長要請もあるため、売上計上時期につきましては、入金の有無に関係なく、従来通りタイ到着時に計上を行うか、または、入金確認後に計上を行うかについて、監査法人と協議の上、取り決めたいと考えております。

2. UGRJ

(1) 販売経緯

UGRJ につきましては、SSM が平成 29 年 3 月 28 日にオーストラリア連邦クイーンズランド州に所在する倉庫において、UGRJ が指定する代理人 PRIMUS VISION S.A. DE C.V.（以下、「PRIMUS VISION」といいます。）と、当社代表取締役赤尾伸悟立会の下、倉庫渡（Ex-Works）方式により 360t のスーパーソルガム種子を引渡し、現物と数量を確認後、検収書が発行され SSM が受領いたしております（注 2）。また、この引渡後におけるスーパーソルガム種子 360t の所有権は SSM から UGRJ に移転しております。

(2) 販売後の輸出手続き

所有権移転後における輸出手続きに関しましては、UGRJ 側で行うこととなっており、SSM も定期的に輸出の状況を確認してはいましたが、貨物船、及びリーファーコンテナの手配に時間を要していること、メキシコ合衆国マンサニージョ港の貨物受入容量が小さいこと等から、段階的に輸出手続きを行っていることを確認していますが、リーファーコンテナが 20t の容量のため、一度に輸出できる数量が 20t 単位であることから分割して輸出を行っており、平成 29 年 10 月 2 日時点において UGRJ が購入した 360t の内、一部については輸出が完了しているものの、その他については輸出手続きが完了せずオーストラリア連邦クイーンズランド州所在の倉庫に保管されております。

(3) 今後につきまして

SSM は UGRJ 側と支払いに関する協議を行っておりますが、UGRJ 側も今回の輸出手続きにつき、想定を超える時間を要していること、また、スーパーソルガム種子の現物はオーストラリアにて確認はしているものの、現物が UGRJ の管理下でないこと等もあり、UGRJ によるメキシコへのスーパーソルガム種子輸出手続きが完了し、スーパーソルガム種子現物がメキシコに届かないと支払いが困難であるとのことから、

平成 30 年 3 月 31 日まで支払期限を延長してほしいとの要望があり、現地法人であります SSM を通じて UGRJ と交渉した結果、UGRJ としましても支払意思はあるものの、予想以上に輸入に時間を要していること等を考慮し、今回、当社、及び SSM は、UGRJ から申し出がありました売上金 8,282,000USD（約 935 百万円・1USD/113 円換算）の支払期日の延長につき応諾することといたしました。

なお、当社は、SSM が平成 29 年 3 月期に UGRJ に販売しました 360t のスーパーソルガム種子の売上につきましては、上記の通り Ex-Works により販売を行い、UGRJ より検収書が発行され SSM が受領をしていますが、これは、当社が仕入を行っていません種子販売会社であります FEEDENER による当社への納品遅延（天候不順による生産計画の遅延）に端を発し、その後の当社販売計画に遅れが生じたことにより、販売先であります UGRJ が種子の現物を確認したいとの要望もあつたことに加え、当社においても FEEDENER から SSA が仕入、その後、SSA がメキシコに輸出を行い UGRJ に納品することよりも、UGRJ が指定する代理人の PRIMUS VISION に直接オーストラリアにて引渡すことで輸出時間の短縮も図れることから、Ex-Works 方式にて販売を行いました。このような販売方法は、本来、当社が当初計画していました販売方法と異なるため、SSM が UGRJ に販売しました 360t のスーパーソルガム種子の売上につきましては、平成 29 年 3 月期に計上いたしておりません。

今回、UGRJ からの支払延期要請があつたことから、本来、UGRJ により 360t のスーパーソルガム種子がメキシコに到着した時点で平成 30 年 3 月期の売上計上を見込んでおりましたが、売上金の支払日の延長要請もあるため、売上計上時期につきましては、入金の有無に関係なく、従来通りメキシコ到着時に計上を行うか、または、入金確認後に計上を行うかについて、監査法人と協議の上、取り決めたいと考えております。

- (注 1) タイ SORG JT へのスーパーソルガム種子販売に関する詳細につきましては、当社が平成 29 年 3 月 31 日に公表しました「タイ SORG JT Co.,Ltd.とのスーパーソルガム種子販売のお知らせ」をご参照願います。
- (注 2) 平成 29 年 3 月 28 日、Ex-Works 方式にて SSM が UGRJ に販売しました詳細につきましては、当社が平成 29 年 3 月 31 日に公表しました「(経過開示) メキシコ合衆国全国牧畜組合連合会ハリスコ州支部とのスーパーソルガム種子販売のお知らせ」をご参照願います。

以 上